

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 47

許認可等の内容		薬局の管理者の兼務の許可
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第4項ただし書
審査基準	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第2条
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準 第10)
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(令和6年12月12日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 8日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(年 月 日最終変更)